

改 正 案 現 行

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）

（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）

第二条（省 略）

2 法第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

- 一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二〇七・一〇号の二及び第二二〇八・九〇号の一の□のAに掲げる物品（定率法別表第二二〇七・一〇号の一に掲げる物品を原料とする保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。以下同じ。）により得られたものに限る。）
- 二及び三（省 略）
- 3及び4（省 略）

（特例申告書の記載事項等）

第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一六（省 略）
- 同上

七 特例申告に係る指定貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定するシンガポ

ール協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該指定貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該指定貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四

条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）

八 特例申告に係る指定貨物であつて第六十一条第二号ロ(1)又は(2)に規定する貨物（以下この号において「非原産国經由貨物」という。）について同号の便益の適用を受けようとする場合には、当該指定貨物が非原産国經由貨物である旨（当該指定貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

九 特例申告に係る指定貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項（課税価格の決定の原則）の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。）以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十 (省 略)

十一 (省 略)

2及び3 (省 略)

4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「第四号」とあるのは「第十号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第九号又は第十号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 (省 略)

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

七 特例申告に係る指定貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号において同じ。）の計算に

つき定率法第四条第一項（課税価格の決定の原則）の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。）以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

八 同上

九 同上

2及び3 同上

4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第七号」と、「第四号」とあるのは「第八号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第七号又は第八号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇三 (省略)

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書(特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。)の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。)の総額が十万円以下の場合及び特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。)

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書(特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七 (省略)

八 (省略)

九 (省略)

三〇七 (省略)

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

一〇三 同上

四 第六十一条第一項に規定する原産地証明書(特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含む。))の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が十万円以下の場合及び特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。)

五 同上

六 同上

七 同上

三〇七 同上

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条に規定する書類が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

3| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の十二第五項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならぬ。

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四（省 略）

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号及び第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の十二第三項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならぬ。

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四 同 上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条に規定する書類が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 (省 略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省 略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

3| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5| (省 略)

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類

3 同上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条に規定する書類が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

3| 同上

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類

その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益（次号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。）

二 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この号において「シンガポール協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物がシンガポール協定第三章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（ロにおいて「シンガポール原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「シンガポール協定原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物がシンガポール原産品であつて、かつ、シンガポールからシンガポール以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（ロにおいて「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、シンガポールから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「運送要件証明書

その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は当該貨物が同項の便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（郵便物及び課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が十万円以下の貨物並びに貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。）とする。

「という。」

(1) シンガポールから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) シンガポールから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため輸出された貨物で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

2| 前項第一号の原産地証明書は、同号の便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。

3| 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十一条の第十二項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したときは、この限りでない。

4| シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてシンガポール協定附属書II Bに定める事項を記載し、かつ、当該貨物の輸出の際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内）に、当該貨物の輸出者の申告に基づきシンガポールにおいてシ

2| 前項の原産地証明書は、法第六十八条第二項に規定する便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。

3| 第一項の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日又は第三十六条の第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出の日においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

ンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。

5| シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。

6| シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知の日を含む。）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならぬ。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

7| 運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

- 一 当該貨物の記号、番号、品名及び数量
- 二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
- 三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況

8| 運送要件証明書は、第一項第二号ロ(1)又は(2)に規定する貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。

（臨時開庁を必要とする事務等）

第八十七条 （省 略）

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を

（臨時開庁を必要とする事務等）

第八十七条 同 上

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を

勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに關稅暫定措置法第十条の四第一項（沖繩県から出域をする旅客の携帯品に係る關稅の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 (省 略)

別表第二(第一条關係)

都 道 府 県	(省 略) 宮 城 秋 田 (省 略) 大 阪 鳥 取 (省 略) 大 分 宮 崎 (省 略)	空 港 名	(省 略) 仙 台 秋 田 (省 略) 關 西 国 際 美 保 (省 略) 大 分 宮 崎 (省 略)
------------------	--	-------------	--

勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに關稅暫定措置法第十条の四第一項（沖繩県から出域をする旅客の携帯品に係る關稅の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の施設において購入した物品であつて、当該施設において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 同 上

別表第二(第一条關係)

都 道 府 県	宮 城 同上 大 阪 同上 大 分 同上	空 港 名	仙 台 同上 關 西 国 際 同上 大 分 同上
------------------	-------------------------------------	-------------	---

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適当としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第二二二・二二〇号の一の(一)及び(二)に掲げる海藻その他の藻類、同表第二〇〇八・二〇〇号に掲げるパイナップル、同表第二二〇四・二二〇号、第二二〇四・二九号及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二・〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃

二及び三 （省 略）

（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の三 法第三条の三第二項（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一〜八 （省 略）

九 法の別表第二一・〇一項及び第二一・〇六項に掲げる物品（同表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)に掲げるものを除く。）

十 （省 略）

十一 法の別表第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適当としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第二二二・二二〇号の一の(一)及び(二)に掲げる海藻その他の藻類、同表第二〇〇八・二〇〇号に掲げるパイナップル、同表第二二〇四・二二〇号、第二二〇四・二九号及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二・〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・二二〇号の二に該当するブランデー及び第二二〇八・九〇号の一の(一)のAに掲げるフルーツブランデー、同表第二二〇八・三〇号に掲げるウイスキーのうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）、同表第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃

二及び三 同 上

（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の三 法第三条の三第二項（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一〜八 同 上

九 法の別表第二一・〇一項及び第二一・〇六項に掲げる物品

十 同 上

- 十二 (省 略)
- 十三 (省 略)
- 十四 (省 略)
- 十五 (省 略)
- 十六 (省 略)
- 十七 (省 略)
- 十八 (省 略)
- 十九 (省 略)
- 二十 (省 略)
- 二十一 (省 略)

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(少額貨物の免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一〇十七 (省 略)

十八 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの

(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の額等)

第五十二条 法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税)の規定により貨物の輸出(積戻しを含む。以下第五十四条の九まで(第五十三条の四第二

- 十一 同上
- 十二 同上
- 十三 同上
- 十四 同上
- 十五 同上
- 十六 同上
- 十七 同上
- 十八 同上
- 十九 同上
- 二十 同上

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(少額貨物の免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一〇十七 同上

十八 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の施設において購入した物品であつて、当該施設において輸入するもの

(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の額等)

第五十二条 法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税)の規定により貨物の輸出(積戻しを含む。以下第五十四条の九まで(第五十三条の四第二

項においてこの条及び次条の規定を準用し、第五十四条第三項においてこの条の規定を準用し、並びに第五十四条の十及び第五十四条の十一において第五十四条の七から第五十四条の九までの規定を準用する場合を含む。)において同じ。)がされた場合に関税の払戻しを受けることができる当該貨物に係る輸入原料品は、果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ若しくは野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、リキュール、加糖粉乳、加糖練乳又はこれら以外の貨物で財務省令で定めるもの(以下この条及び第五十四条において「果実の缶詰等」という。)の製造に使用される次の各号に掲げる輸入原料品とし、法第十九条第一項の規定により払戻しをする関税の額は、当該各号に掲げるものに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度以上に相当するもの) 果実の缶詰等中に含まれるしよ糖の量と等量のこの号に掲げる輸入原料品について納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)
- 二 砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度未満に相当するもの) 果実の缶詰等中に含まれるしよ糖の量の九十五分の百までの量のこの号に掲げる輸入原料品について納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)

項においてこの条及び次条の規定を準用し、第五十四条第二項においてこの条の規定を準用し、並びに第五十四条の十及び第五十四条の十一において第五十四条の七から第五十四条の九までの規定を準用する場合を含む。)において同じ。)がされた場合に関税の払戻しを受けることができる当該貨物に係る輸入原料品は、次の表の上欄の各号に掲げる輸出貨物の製造に使用される同表の中欄の当該各号に掲げる輸入原料品とし、これについて法第十九条第一項の規定により払戻しをする関税の額は、同表の下欄の当該各号に掲げる額とする。

輸出貨物	輸入原料品	払戻し額
一 果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ若しくは野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、リキュール、加糖粉乳、加糖練乳又はこれら以外の物品で財務省令で定めるもの	砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度以上に相当するもの)	上欄に掲げる輸出貨物中に含まれるしよ糖の量と等量の中欄に掲げる輸入原料品について納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)
二 ウイスキー又はブランデー	法の別表第二二〇八・二〇号の一に該当するブランデー	上欄に掲げる輸出貨物の製造に使用された中欄に

2 前項の規定により関税の払戻しを受けることができる輸入原料品は、同項各号に掲げる輸入原料品のうち、税関長の承認を受けた製造工場において製造された果実の缶詰等が当該承認を受けた日以後当該製造工場から移出された場合における当該果実の缶詰等に係る輸入原料品とする。

(輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等)

第五十三条の四 (省 略)

2 第五十二条及び第五十三条の規定は、法第十九条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項中「法第十九条第一項の」とあるのは「法第十九条第五項の規定を適用する場合における同条第一項の」と、同項各号中「納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、第五十三条第一項第三号中「法第十九条第一項」とあるのは「法第十九条第五項の規定を適用する場合における同条第一項」と、同条第三項中「次条第一項に掲げる」とあるのは「第五十三条の四第一項に規定する」と読み替えるものとする。

<p>2 前項の規定により関税の払いもどしを受けることができる輸入原料品は、前項の表の中欄の当該各号に掲げる輸入原料品のうち、税関長の承認を受けた製造工場において製造された同表の上欄の各号に掲げる輸出貨物が当該承認を受けた日以後当該製造工場から移出された場合における当該輸出貨物に係る輸入原料品とする。</p>	<p>ンデー若しくは第二二〇八・九〇号の一の(一)のAに掲げるフルーツブランデー又は同表第二二〇八・三〇号に掲げるウイスキーのうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの(ニリットル未満の容器入りにしたものを除く。)</p> <p>掲げる輸入原料品について納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)</p>
---	---

(輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等)

第五十三条の四 同上

2 第五十二条及び第五十三条の規定は、法第十九条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項中「法第十九条第一項の」とあるのは「法第十九条第五項の規定を適用する場合における同条第一項の」と、同項の表中「納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、第五十三条第一項第三号中「法第十九条第一項」とあるのは「法第十九条第五項の規定を適用する場合における同条第一項」と、同条第三項中「次条第一項に掲げる」とあるのは「第五十四条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

(輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等)

第五十四条 法第十九条第六項(輸出貨物の製造用原料品に係る関税の控除)に規定する政令で定める原料品は、果実の缶詰等の製造に使用される第五十二条第一項各号に掲げる輸入原料品とする。

2 (省 略)

3 第五十二条の規定は、第一項の原料品について法第十九条第六項の規定により控除する額について準用する。この場合において、第五十二条第一項各号中「納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と読み替えるものとする。

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

第五十六条の二 法第二十条第一項(違約品等の再輸出の場合の戻し税)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、搬入を予定する保税地域の名称及び所在地、搬入の予定時期並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該保税地域の所在地を所轄する税関長と当該輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該申請書に当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出することができる。

(輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等)

第五十四条 法第十九条第六項(輸出貨物の製造用原料品に係る関税の控除)に規定する政令で定める原料品は、第五十二条の表の上欄の各号に掲げる輸出貨物の製造に使用される同表の中欄の当該各号に掲げる輸入原料品とする。

2 同 上

3 第五十二条の規定は、第一項の原料品について法第十九条第六項の規定により控除する額について準用する。この場合において、第五十二条第一項の表中「払戻し額」とあるのは「控除額」と、「納付した関税の全額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と読み替えるものとする。

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

第五十六条の二 法第二十条第一項(違約品等の再輸出の場合の戻し税)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、搬入を予定する保税地域の名称及び所在地、搬入の予定時期並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

目次

- 第一章（省略）
- 第二章 航空機部分品等の免税（第七条—第十条）
- 第三章 削除
- 第四章—第十三章（省略）

第五条 削除

第二章 航空機部分品等の免税

（免税の対象となる物品の指定）

第七条 法第四条に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一—三（省略）

四 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット又はこれらを開発するためのロケットの部分品

五 宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの

（航空機部分品等の免税手続）

第八条 法第四条の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けよ

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

目次

- 第一章 同上
- 第二章 航空機の部分品等の免税（第七条—第十条）
- 第三章 宇宙開発用物品等の免税（第十一条—第十三条）
- 第四章—第十三章 同上

（暫定税率を適用する燃料用揮発油の指定）

第五条 法の別表第一第二七一〇・一一号の一の(一)のCの(2)に規定する政令で定めるものは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条の三第一項第一号に掲げる用途に供される揮発油とする。

第二章 航空機の部分品等の免税

（航空機の部分品等の指定）

第七条 法第四条に規定する政令で定める航空機に使用する部分品並びに航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材は、次に掲げる物品とする。

一—三 同上

（航空機の部分品等の免税手続）

第八条 法第四条の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けよ

うとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一及び二（省 略）

三 当該物品の用途及び使用場所（前条第三号又は第五号に掲げる素材に係る場合にあつては、その用途並びに承認を受けようとする工場の名称及び所在地）

2（省 略）

第三章 削除

第十一条から第十三条まで 削除

うとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一及び二 同上

三 当該物品の用途及び使用場所（前条第三号に掲げる素材に係る場合にあつては、その用途並びに承認を受けようとする工場の名称及び所在地）

2 同上

第三章 宇宙開発用物品等の免税

（宇宙開発用物品等の指定）

第十一条 法第五条に規定する政令で定める宇宙開発の用に供する物品及びその製作に使用する素材は、次に掲げる物品とする。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット又はこれを開発するためのロケットの部分品

二 宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属材料又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの

（免税手続及び帳簿等の備付け等の規定の準用）

第十二条 第八条から第十条までの規定は、法第五条の規定により関税の免除を受ける宇宙開発の用に供する物品及びその製作に使用する素材について準用する。

この場合において、第八条第一項第三号中「前条第三号」とあるのは「第十一条第二号」と読み替えるものとする。

（使用場所の変更の届出）

(石油化学製品及び還付率の指定等)

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等(同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。)について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備(エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。)の分解炉で熱分解用に供される揮発油、灯油、軽油又は重油	一キロリットルにつき六十円
二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及	プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの	一キロリットルにつき五十円
	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備(抽出蒸留設備を含む。)に投入されるもの	一キロリットルにつき五十円

第十三条 法第五条の規定により関税の免除を受けた物品を使用する者は、当該物品の輸入の許可の日から二年以内にその使用場所を変更しようとするときは、その置かれている場所の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出なければならない。

(石油化学製品及び還付率の指定等)

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等(同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。)について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備(エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。)の分解炉で熱分解用に供される揮発油、灯油、軽油又は重油	一キロリットルにつき七十円
二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及	プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの	一キロリットルにつき五十円
	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備(抽出蒸留設備を含む。)に投入されるもの	一キロリットルにつき五十円

びノルマルヘキサン	三 ベンゼン、トルエン又はキシレン	四 キシレン	五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール
接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの
一キロリットルにつき七十円	一キロリットルにつき六十円	一キロリットルにつき六十円	一トンにつき百九円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸に吸収される重量割合を乗じて得た金額
ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの

びノルマルヘキサン	三 ベンゼン、トルエン又はキシレン	四 キシレン	五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール
接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの
一キロリットルにつき八十円	一キロリットルにつき六十円	一キロリットルにつき六十円	一トンにつき百二十五円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸に吸収される重量割合を乗じて得た金額
ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの

十 プロピレン	九 直鎖アルキル ベンゼン	八 (省略)	七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン	六 イソブチレン 又はブテノー ー	
プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九五以上のものに限る。)		脂肪族カルボン酸製造設備(揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。)の酸化反応器に投入される揮発油	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、イソブチレン製造設備のイソブチレン抽出装置に投入されるもの	された石油ガスがジメチルホルムアミドにより抽出される重量割合を乗じて得た金額
一トンにつき百十五円に、中欄に規定す	一キロリットルにつき百八十五円		一キロリットルにつき七十円	一トンにつき六十四円	

十 プロピレン	九 直鎖アルキル ベンゼン	八 同上	七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン	六 イソブチレン 又はブテノー ー	
プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九五以上のものに限る。)		脂肪族カルボン酸製造設備(揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。)の酸化反応器に投入される揮発油	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、イソブチレン製造設備のイソブチレン抽出装置に投入されるもの	入された石油ガスがジメチルホルムアミドにより抽出される重量割合を乗じて得た金額
一トンにつき百三十二円に、中欄に規定	一キロリットルにつき二百三十三円		一キロリットルにつき七十円	一トンにつき七十四円	

2及び3 (省略)

<p>十三 高級アルコ ール</p>	<p>十二 シクロヘキ サン、カプロラ クタム又はアン モニア</p>	<p>十一 二―エチル ヘキシルアルコ ール、ブチルア ルコール又はノ ルマルブチルア ルデヒド</p>	
<p>灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)</p>	<p>水素製造設備の分解炉に投入される揮発油</p>	<p>水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油</p>	
<p>一キロリットルにつき百八十五円</p>	<p>一キロリットルにつき七十 六円</p>	<p>一キロリットルにつき七十 六円</p>	<p>るプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額</p>

2及び3 同上

<p>十三 高級アルコ ール</p>	<p>十二 シクロヘキ サン、カプロラ クタム又はアン モニア</p>	<p>十一 二―エチル ヘキシルアルコ ール、ブチルア ルコール又はノ ルマルブチルア ルデヒド</p>	
<p>灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)</p>	<p>水素製造設備の分解炉に投入される揮発油</p>	<p>水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油</p>	
<p>一キロリットルにつき二百三十四円</p>	<p>一キロリットルにつき八十 七円</p>	<p>一キロリットルにつき八十 七円</p>	<p>するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額</p>

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十四年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 (省 略)

2 (省 略)

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 一〇四 (省 略)

十五 関税率表第六〇類に掲げる物品

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の第三項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条、第四十三条及び第六十条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十二年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 同 上

2 同 上

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 一〇四 同 上

十五 関税率表第六〇類に掲げる物品のうちたてメリヤス編みのもの

十六 関税率表第六一類に掲げる物品

十七〜二十二 (省 略)

4 (省 略)

(加工又は組立用貨物の輸出の手続)

第四十六条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出の際に、加工又は組立てのため輸出する旨をその輸出申告書に付記するとともに、次に掲げる事項を記載した申告書を添付して、当該申告書の記載事項につき税関長の確認を受けなければならない。

一〜四 (省 略)

2| 前項の貨物を輸出しようとする者は、同項の輸出申告書に、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなければならない。ただし、その輸出の際に当該貨物に係る加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合には、この限りでない。

3| 第一項の貨物を輸出しようとする者は、税関長が当該貨物の再輸入の確認のため必要と認めて指示したときは、その輸出の際に、当該貨物につき記号の表示その他の再輸入の確認のための措置をとらなければならない。

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

第四十七条 (省 略)

2| 前条第二項ただし書の規定により、同条第一項の輸出申告書に、同条第二項の加工又は組立てのために輸出するものであることを証する書類を添付しなかつた場合においては、前項の輸入の申告は、同条第一項の貨物を輸出した者の名をも

十六 関税率表第六一・一五項に掲げる物品

十七〜二十二 同上

4 同上

5| 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める貨物は、関税率表第八十四類から第九十二類までに該当する貨物とする。

(加工又は組立用貨物の輸出の手続)

第四十六条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出の際に、加工又は組立てのため輸出する旨並びにその製品の輸入の予定時期及び予定地をその輸出申告書に付記するとともに、次に掲げる事項を記載した申告書及び加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付して、当該申告書の記載事項につき税関長の確認を受けなければならない。

一〜四 同上

2| 前項の貨物を輸出しようとする者は、税関長が当該貨物の再輸入の確認のため必要と認めて指示したときは、その輸出の際に、当該貨物につき記号の表示その他の再輸入の確認のための措置をとらなければならない。

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

第四十七条 同上

つてしなければならない。

3 前項の場合においては、第一項の加工又は組立てを証する書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 第一項に規定する製品の品名及び数量
- 二 第一項に規定する輸出された貨物の記号、番号、品名、数量、輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号
- 三 その他財務省令で定める事項

(特惠受益国等及び特別特惠受益国の指定)

第四十九条 (省 略)

2 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第十七号、第二十六号、第二十七号、第三十一号、第三十七号から第四〇号まで、第四二号、第五三号、第五五号から第五八号まで、第六五号、第七三号、第七四号、第八〇号、第八一号、第八五号、第八七号、第八八号、第九二号、第九三号、第一〇五号から第一〇七号まで、第一一六号、第一一九号、第一二四号、第一二五号、第一二七号、第一三八号から第一四〇号まで、第一四五号、第一四八号、第一四九号、第一五一号、第一五六号、第一六〇号、第一六二号及び第一六三号に掲げる国とする。

(原産地証明書の有効期間)

第五十三条 原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告(関税法第七十六条第三項の規定による通知を含む。)の日において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国の指定)

第四十九条 同 上

2 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第十七号、第二十六号、第二十七号、第三十一号、第三十七号から第四〇号まで、第四二号、第五三号、第五五号から第五八号まで、第六五号、第七三号、第八〇号、第八一号、第八五号、第八七号、第八八号、第九二号、第九三号、第一〇五号から第一〇七号まで、第一一六号、第一一九号、第一二四号、第一二五号、第一二七号、第一三八号から第一四〇号まで、第一四五号、第一四八号、第一四九号、第一五一号、第一五六号、第一六〇号、第一六二号及び第一六三号に掲げる国とする。

(原産地証明書の有効期間)

第五十三条 原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告(関税法第七十六条第三項の規定による通知を含む。第五十八条第一項及び第六十条第一項において同じ。)の日において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 (省 略)

十四 法の別表第一第二二〇七・一〇号の(一)及び二に掲げるエチルアルコール

十五 法の別表第一第二二〇八・九〇号の(二)のA及びBに掲げるエチルアルコール及び蒸留酒

十六及び十七 (省 略)

十八 削除

十九 二十一 (省 略)

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 前条各号に掲げる物品について、法第八条の七の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 及び二 (省 略)

三 当該物品(前条第一号、第五号、第八号、第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。)から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 及び3 (省 略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号、第五号及び第六号に掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十七号まで、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで又は第二十一号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 同上

十四 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一及び二に掲げるエチルアルコール

十五 法の別表第一第二二〇八・六〇号に掲げるウオツカ並びに同表第二二〇八・九〇号の(二)のA及びBに掲げるエチルアルコール及び蒸留酒

十六及び十七 同上

十八 法の別表第一第二二一〇・一一号の(一)のCの(2)に掲げる揮発油

十九 二十一 同上

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 前条各号に掲げる物品について、法第八条の七の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 及び二 同上

三 当該物品(前条第一号、第五号、第八号及び第十八号から第二十号までに掲げるものを除く。)から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 及び3 同上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号、第五号及び第六号に掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで又は第二十一号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数

品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5～15 (省 略)

(亡失及び滅却の届出)

第六十六条 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第八条の七の軽減税率の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～三 (省 略)

2 (省 略)

(承認小売業者の承認申請手続等)

第六十七条の三 法第十条の四第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 法第十条の四第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第六十七条の六において「特定販売場」という。)の名称

三～六 (省 略)

2 (省 略)

(関税の免除の手続等)

第六十七条の五 (省 略)

量」と、当該物品が同条第九号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5～15 同 上

(亡失及び滅却の届出)

第六十六条 法第四条若しくは第五条の規定により関税の免除を受け、又は法第八条の七の軽減税率の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～三 同 上

2 同 上

(承認小売業者の承認申請手続等)

第六十七条の三 法第十条の四第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 同 上

二 法第十条の四第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の施設において輸入する物品の販売の用に供するための販売場(次号及び第六十七条の六において「特定販売場」という。)の名称

三～六 同 上

2 同 上

(関税の免除の手続等)

第六十七条の五 同 上

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十条の四第一項の旅客ターミナル施設又は特定販売施設において購入したこと（当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設において引渡しを受けたことを含む。）を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 (省 略)

(販売を証する書類の交付)

第六十七条の六 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所並びに特定販売場の名称（法第十条の四第一項の特定販売施設において販売した場合にあつては、販売した物品の当該特定旅客への引渡しを行った特定販売場の名称を含む。）

二及び三 (省 略)

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十条の四第一項の施設において購入したことを証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 同上

(販売を証する書類の交付)

第六十七条の六 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所並びに特定販売場の名称

二及び三 同上

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）

（支払金の指定）

第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。

一及び二 （省 略）

三 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第三十項、第八條第十一項若しくは第三十三項若しくは第九條第九項の規定による還付金又は同法第十條第二項、第十九條第一項、第十九條の二第二項、第十九條の三第一項若しくは第二十條第一項若しくは第二項の規定による払戻金

四 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六條第一項、第七條第一項又は第七條の七第六項の規定による還付金

五 八 （省 略）

九 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十四條第一項、第十五條第二項、第十六條第四項、第十六條の三第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定による還付金

十 十六 （省 略）

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）

（支払金の指定）

第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。

一及び二 同 上

三 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第九條第九項の規定による還付金又は同法第十條第二項、第十九條第一項、第十九條の二第二項、第十九條の三第一項若しくは第二十條第一項若しくは第二項の規定による払戻金

四 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六條第一項又は第七條第一項の規定による還付金

五 八 同 上

九 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十五條第二項、第十六條第四項、第十六條の三第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定による還付金

十 十六 同 上

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条（省略）

2～5（省略）

6 法第十三条第二項の規定により消費税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（第十六条の二第二項において「輸入申告」という。）の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～四（省略）

（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付額）

第十六条の二 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額とする。

一 法第十四条第一項の規定の適用を受ける課税物品につき課された消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）

二 前号に規定する課税物品に係る消費税の課税標準（消費税法第二十八条第三項（課税標準）に規定する課税標準をいう。以下この号において同じ。）から法第十四条第一項各号に掲げる規定により還付される関税額を控除した金額を消費税の課税標準として計算した場合に課されるべき消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）

2 前項に規定する第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額は、同項第一号に規定する課税物品に係る輸入申告及び当該物品の品名ごとに計算するものとする。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条 同上

2～5 同上

6 法第十三条第二項の規定により消費税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入申告の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～四 同上

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

（関税割当てをする物品及びその数量）

第一条（省 略）

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。

（割当ての方法及び基準）

第二条 暫定法第八条の六第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第二二〇七・一〇号の物品のうちアルコール分が九〇パーセント未満のもの及び同表第二二〇八・九〇号の物品については財務大臣、同表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・三〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二〇号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一一・一〇号、第〇七一一・三〇号、第〇七一一・三三三号、第〇七一一・三三九号、第〇七一一・五〇号、第〇七一一・九〇号、第一〇〇五・九〇号、第一一〇七・一〇号、第一一七・二〇号、第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一二〇二・一〇号、第一二〇二・二〇号、第一二二二・九九号、第一七〇三・一〇号、第一七〇三・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二〇〇二・九〇号、第二〇〇八・二〇号、第二二〇一・一〇号、第二二〇一・二〇号、第二二〇六・一〇号、第二二〇六・九〇号及び第五〇〇一・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

（関税割当てをする物品及びその数量）

第一条 同 上

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一及び別表第一の二の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。

（割当ての方法及び基準）

第二条 暫定法第八条の六第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の割当てを受けようとする者は、別表第二二〇七・一〇号の物品のうちアルコール分が九〇パーセント未満のもの並びに同表第二二〇八・六〇号及び第二二〇八・九〇号の物品については財務大臣、同表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・三〇号、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二〇号、第〇四〇二・二九号、第〇四〇二・九一号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇四・九〇号、第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・九〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号、第〇四〇六・九〇号、第〇七一一・一〇号、第〇七一一・三〇号、第〇七一一・三三三号、第〇七一一・三三九号、第〇七一一・五〇号、第〇七一一・九〇号、第一〇〇五・九〇号、第一一〇七・一〇号、第一一〇七・二〇号、第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一二〇二・一〇号、第一二〇二・二〇号、第一二二二・九九号、第一七〇三・一〇号、第一七〇三・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二〇〇二・九〇号、第二二〇一・一〇号、第二二〇一・二〇号、第二二〇六・一〇号、第二二〇六・九〇号及び第五〇〇一・〇〇号の物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。

255 (省略)

(通関手続等)

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。))に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。))に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならぬ。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省略)

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に

ればならない。
255 同上

(通関手続等)

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一及び別表第二の二に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。))に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。))に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならぬ。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 同上

別表(第一条、第二条関係)

暫定法別表 第一又は別表第一の二 の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に

一〇	及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
〇四〇三・	
九〇	、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問
〇四〇四・	
九〇	わない。））、ミルクの天然の
一八〇六・	
二〇	組成分から成る物品、関税定
一八〇六・	
九〇	率法別表（以下「関税率表」
一九〇一・	
一九〇一・	という。）第〇四・〇一項か
一〇	ら第〇四・〇四項までの物品
一九〇一・	の調製食料品（ミルクの天然
二〇	の組成分の含有量の合計が乾
一九〇一・	燥状態において全重量の三〇
二〇	%以上のものに限る。））、コ
九〇	ーヒー、茶又はマテをもとと
二二〇一・	した調製品（ミルクの天然の
二二	組成分の含有量の合計が乾燥
二二〇一・	状態において全重量の三〇%
二〇	以上のものに限る。）並びに
二二〇六・	調製食料品（関税率表第二一
一〇	・〇六項以外の項に該当する
二二〇六・	もの及び調製食用脂（関税率
九〇	表第〇四・〇五項の物品の含
	有量が全重量の三〇%を超え
	七〇%以下のものに限る。）
	を除くものとし、ミルクの天
	然の組成分の含有量の合計が

一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）

一〇	及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
〇四〇三・	
九〇	、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問
〇四〇四・	
九〇	わない。））、ミルクの天然の
一八〇六・	
二〇	組成分から成る物品、関税定
一八〇六・	
九〇	率法別表（以下「関税率表」
一九〇一・	
一九〇一・	という。）第〇四・〇一項か
一〇	ら第〇四・〇四項までの物品
一九〇一・	の調製食料品（ミルクの天然
二〇	の組成分の含有量の合計が乾
一九〇一・	燥状態において全重量の三〇
二〇	%以上のものに限る。））、コ
九〇	ーヒー、茶又はマテをもとと
二二〇一・	した調製品（ミルクの天然の
二二	組成分の含有量の合計が乾燥
二二〇一・	状態において全重量の三〇%
二〇	以上のものに限る。）並びに
二二〇六・	調製食料品（関税率表第二一
一〇	・〇六項以外の項に該当する
二二〇六・	もの及び調製食用脂（関税率
九〇	表第〇四・〇五項の物品の含
	有量が全重量の三〇%を超え
	七〇%以下のものに限る。）
	を除くものとし、ミルクの天
	然の組成分の含有量の合計が

一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）

〇七二三・ 九〇									
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	二、二二七、一〇〇トン						
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	一四七、五〇〇トン						
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	三九、五〇〇トン						
	とうもろこしのうちその他のもの	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	一〇〇、二〇〇トン						
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	三六五、九〇〇トン						
一一〇八・ 二二 一一〇八・ 二三 一一〇八・ 一四 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上	平成一四年四月一日から同年九月三日まで	八五、二〇〇トン						

〇七二三・ 九〇									
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	一、九九七、七〇〇トン						
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	一三四、四〇〇トン						
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	三一、六〇〇トン						
	とうもろこしのうちその他のもの	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	一〇四、八〇〇トン						
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	三〇五、九〇〇トン						
一一〇八・ 二二 一一〇八・ 二三 一一〇八・ 一四 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上	平成一三年一〇月一日から平成一四年三月三十一日まで	八八、二〇〇トン						

<p>一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>	<p>一 二〇二・ 一〇 一 二〇二・ 二〇</p>	<p>落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p>	<p>平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで</p>	<p>二六七トン(荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六一ト</p>	<p>平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで</p>	<p>七五、〇〇〇トン(むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの〇・七五トんに換算するものとする。)</p>
--	---	--	--	---------------------------------	---	---------------------------------	---

<p>一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>	<p>一 二〇二・ 一〇 一 二〇二・ 二〇</p>	<p>落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p>	<p>平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで</p>	<p>二六七トン(荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六一ト</p>	<p>平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで</p>	<p>七五、〇〇〇トン(むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの〇・七五トんに換算するものとする。)</p>
--	---	--	--	---------------------------------	---	---------------------------------	---

二〇〇八・	九〇	二〇〇二・	二〇	一八〇六・	九〇	一七〇三・	一七〇三・	
以下のもの（細片にし、破砕	器入りのもので、容器とも	パイナップルのうち、気密容	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの
三月三十一日まで	日	平成一四年四月一	三月三十一日まで	日	平成一四年四月一	日	平成一四年四月一	日
トン	五〇、六〇〇	トン	三八、〇〇〇	トン	二一、一〇〇	トン	七、九〇〇	トン

二〇〇八・	九〇	二〇〇二・	二〇	一八〇六・	九〇	一七〇三・	一七〇三・	
以下のもの（細片にし、破砕	器入りのもので、容器とも	パイナップルのうち、気密容	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの	の製造に使用するもの
三月三十一日まで	日	平成一三年四月一	三月三十一日まで	日	平成一三年四月一	日	平成一三年四月一	日
トン	四九、八〇〇	トン	四〇、〇〇〇	トン	一八、七〇〇	トン	四、一〇〇	トン

一 一	四 一 〇 四	九 〇	四 一 〇 一	五 〇	四 一 〇 一	二 〇	四 一 〇 一	九 〇	二 二 〇 七	二 二 〇 七	九 〇	二 一 〇 六	し又はバルブ状にしたものを除く。)	
上の加工をしてないものに限	チメント仕上げ又はこれら以	をしたもので、なめし、パ	けその他の保存に適合する処理	塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬	動物の原皮（生鮮のもの及び	において同じ。）又は馬類の	牛（水牛を含む。以下この項	留して使用するものに限る。	の原料アルコールの製造用の	留酒のうち、アルコール飲料	でないものに限る。）及び蒸	エチルアルコール（変性させ	調製食用脂のうちその他のも	の
			三月三十一日まで		日から平成一五年	平成一四年四月一	日から平成一五年	三月三十一日まで				平成一四年四月一		
			ル		〇平方メートル	二一四、〇〇						七、四二七ト		

一 一	四 一 〇 四	九 〇	四 一 〇 一	五 〇	四 一 〇 一	二 〇	四 一 〇 一	九 〇	二 二 〇 七	二 二 〇 七	九 〇	二 一 〇 六	し又はバルブ状にしたものを除く。)	
上の加工をしてないものに限	チメント仕上げ又はこれら以	をしたもので、なめし、パ	けその他の保存に適合する処理	塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬	動物の原皮（生鮮のもの及び	において同じ。）又は馬類の	牛（水牛を含む。以下この項	留して使用するものに限る。	の原料アルコールの製造用の	留酒のうち、アルコール飲料	でないものに限る。）及び蒸	エチルアルコール（変性させ	調製食用脂のうちその他のも	の
			三月三十一日まで		日から平成一四年	平成一三年四月一	日から平成一四年	三月三十一日まで				平成一三年四月一		
			ル		〇平方メートル	二一四、〇〇						七、四二七ト		

九	四	九	四	九	四	一	四	一	四	一	四	四	四	四	四	一	四											
九	一	二	一	一	一	九	一	一	一	一	一	九	一	一	一	九	一											
七	〇		〇	〇	〇	七	七	七	七	七	七	四	四	四	四	四	四											
・	七	・	七	七	七	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・											
第	か	の	が	を	た	た	（	）	ク	染	項	な	と	付	え	ト	皮	牛	過	終	。	な	う	る	な	る	四	
四	な	と	付	し	し	後	な	）	ロ	着	に	し	し	い	る	に	（	又	程	え	中	め	ち	か	な	る	一	
一	い	し	い	た	の	こ	め	）	ム	色	お	し	し	て	加	に	な	は	に	て	の	し	、	な	な	い	の	四
・	わ	、	て	の	（	れ	し	）	な	し	い	し	し	て	工	に	め	馬	は	な	の	の	な	な	な	か	は	一
四	ず	、	、	）	）	ら	は	）	め	た	い	し	し	て	を	で	類	は	い	い	の	め	め	め	な	は	九	
項	、	関	毛	）	）	を	は	）	し	の	）	し	し	て	を	、	の	動	ス	）	）	し	し	し	は	は	四	
の	税	税	を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	物	プ	）	）	し	し	し	は	は	〇	
革	率	率	を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	リ	）	）	し	し	し	は	は	七	
を	表	表	を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	ッ	）	）	し	し	し	は	は	・	
除			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	ト	）	）	し	し	し	は	は	・	
く			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	を	）	）	し	し	し	は	は	・	
。			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	を	）	）	し	し	し	は	は	・	

九	四	九	四	九	四	一	四	一	四	一	四	四	四	四	四	一	四											
九	一	二	一	一	一	九	一	一	一	一	一	九	一	一	一	九	一											
七	〇		〇	〇	〇	七	七	七	七	七	七	四	四	四	四	四	四											
・	七	・	七	七	七	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・											
第	か	の	が	を	た	た	（	）	ク	染	項	な	と	付	え	ト	皮	牛	過	終	。	な	う	る	な	る	四	
四	な	と	付	し	し	後	な	）	ロ	着	に	し	し	い	る	に	（	又	程	え	中	め	ち	か	な	は	一	
一	い	し	い	た	の	こ	め	）	ム	色	い	し	し	て	加	に	め	は	に	て	の	し	、	な	な	い	の	四
・	わ	、	て	の	（	れ	し	）	な	し	）	し	し	て	工	に	め	類	は	い	い	の	な	な	な	か	は	九
四	ず	、	、	）	）	ら	は	）	め	し	）	し	し	て	を	、	の	動	ス	）	）	し	し	し	は	は	四	
項	、	関	毛	）	）	を	は	）	し	の	）	し	し	て	を	、	の	物	プ	）	）	し	し	し	は	は	〇	
の	税	率	を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	リ	）	）	し	し	し	は	は	七	
革	表	表	を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	ッ	）	）	し	し	し	は	は	・	
を			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	ト	）	）	し	し	し	は	は	・	
除			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	を	）	）	し	し	し	は	は	・	
く			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	を	）	）	し	し	し	は	は	・	
。			を	）	）	を	は	）	を	の	）	し	し	て	を	、	の	の	を	）	）	し	し	し	は	は	・	

四一〇五・	三〇	四一〇六・	二二	四一〇二・	〇〇	四一〇三・	一〇	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色をしたもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（バーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものの	以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたものの	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一、〇七〇、〇〇〇平方メートル
-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--	--------------------------------------	---	--------------------------	-----------------

四一〇五・	三〇	四一〇六・	二二	四一〇二・	〇〇	四一〇三・	一〇	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色をしたもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（バーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものの	以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたものの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで	一、〇七〇、〇〇〇平方メートル
-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--	--------------------------------------	---	--------------------------	-----------------

